

港区

高齢者民間賃貸住宅 入居支援事業

【家主のみなさまへ】

この事業は、様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者の良好な居住環境を確保できるよう支援する事業です。高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に、ぜひご協力ください。

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業とは？

- 高齢者というだけで、賃貸借契約を結んでももらえない…
- 連帯保証人になってくれる親族や知人がいない…
- 「建て替えをするから立ち退いてほしい」と言われてしまった…

港区では、こういった高齢者の住まいに関する相談を受け、高齢者が良好な居住環境を確保できるよう、民間賃貸住宅入居支援事業を実施します。



民間賃貸住宅の紹介

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部港支部及び区内の不動産事業者の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介いたします。

対象要件

- 1 区内に住所を有すること。
- 2 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯。
- 3 独立して日常生活を営むことができること。
- 4 現在住み替えが必要で、新たな住まいに困窮していること。
- 5 この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。
- 6 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること(港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限り)。



また、自己の責めによらない立ち退き要求により転居する場合には、入居費用の一部を助成します。(所得制限等の要件あり)

債務保証会社の紹介

保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介いたします。債務保証会社と保証委託契約を結ぶことができます。また、保証委託契約に係る初回保証委託料を助成します。

対象要件

- 1 区内に住所を有すること。
- 2 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯。
- 3 独立して日常生活を営むことができること。
- 4 賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。
- 5 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- 6 この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システムの設置に了承していること。

助成額

以下の表に定める額を限度として、初回保証委託料相当額で実際に要した額を助成します。

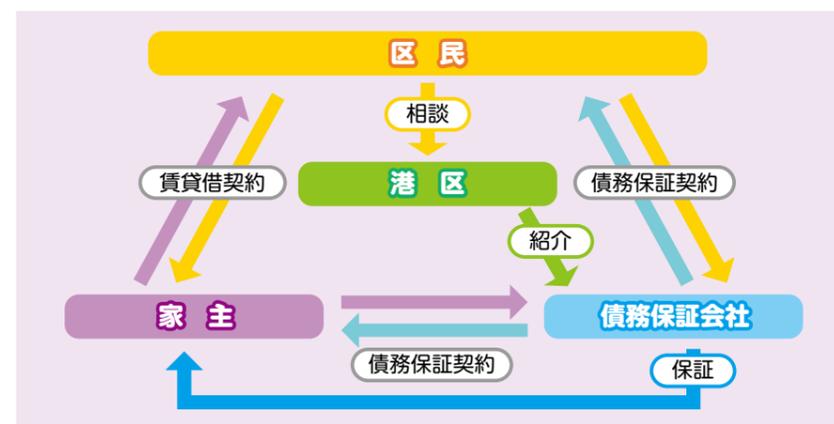
世帯区分	助成限度額
単身世帯	60,000円
2人以上の世帯	80,000円



保証内容

- 1 月額賃料、月額共益費、月額駐車場料金等の滞納分
- 2 賃料等相当損害金
- 3 住宅退去時の残置家財等の撤去に要する費用については、実費相当額
- 4 住宅退去時の原状回復に要する費用については、債務保証会社の承認に基づく額
- 5 裁判等法的手続に要する費用については、実費相当額

万が一借主が死亡した場合も、同様に保証されます。また、債務保証会社が適宜相談に応じます。



救急通報システムの設置を要件としています！

●救急通報システム

この事業を利用して民間賃貸住宅に入居が決まった場合、転居先には救急通報システムを設置します。

救急通報システムとは、急病などで緊急に助けを求めたいときや、感知器により24時間トイレの扉の開閉がない場合等、人の動きが感じられないとき、または室内で火災が発生したときに、専門の警備員が現場に出動し、安否確認及び救助活動を行う仕組みです。居室内の壁等に機器を設置しますが、傷をつけずに設置することが可能です。お申し込み時に、親族等の緊急連絡先、緊急時の住宅管理をお願いできる人を伺います。また、万が一の事態に速やかに対応できるようにするため、ご利用開始時に部屋の合鍵を預けていただいています。

※令和2年4月から、名称が緊急通報システムから救急通報システムに変わりました。



その他の安否確認サービス



●配食サービス

栄養バランスのとれたお弁当を自宅にお届けし、安否の確認及び栄養管理や健康維持の一助とします。

※高齢者向けの福祉サービスについては、「高齢者サービスのご案内 いきいき」に様々なサービスを掲載しています。そちらもあわせてご覧ください。

●訪問電話

相談員が定期的(週1回程度)に電話をし、安否の確認及び各種相談に応じます。



港区の地域におけるセーフティネットワーク

港区では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように地域で活動する様々な団体や関係機関と連携して、地域のセーフティネットワークを構築しています。

入居している高齢者のことで心配なことやご相談があるときは、以下の窓口をご活用ください。



●消 防

●高齢者相談センター（地域包括支援センター）

主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって、高齢者の支援を行います。介護保険制度や区のサービスの説明、受付、その他高齢者に関する相談に幅広く応じ、必要なサービスや機関を紹介します。

受付時間

毎週月～土曜 午前9時～午後7時30分
日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後5時

在宅介護や介護予防に関する電話での相談は、上記時間外も可能です。

●警 察

●ふれあい相談員

社会福祉士、看護師等の資格を持った福祉の専門職員です。関係機関と連携してひとり暮らし等の高齢者を訪問し、困りごと等の相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。



●民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受けた地域福祉の相談役、推進役です。地域に住む人から生活や福祉に関する相談を受け、その内容に応じた福祉の窓口の紹介や関係者との連絡調整を行います。



●居宅介護事業者

●総合支所区民課

●高齢者の見守りに関する協定先

- 新聞販売同業組合
- ライフライン事業者
- 生活協同組合
- 信用金庫

お問い合わせ

	各総合支所区民課保健福祉係	各高齢者相談センター
芝	電話 3578-3161 FAX 3578-3183	電話 5232-0840 FAX 5446-5857
麻 布	電話 5114-8822 FAX 3583-0892	電話 3453-8032 FAX 3453-6269
赤 坂	電話 5413-7276 FAX 3402-8192	電話 5410-3415 FAX 5410-3417
高 輪	電話 5421-7085 FAX 5421-7613	電話 3449-9669 FAX 3449-9668
芝浦港南	電話 6400-0022 FAX 5445-4590	電話 3450-5905 FAX 3450-5909

港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 在宅支援係

電話 3578-2400~2406 FAX 3578-2419